

令和 3 年 3 月 3 0 日

新見市長 戎 齊 様

新見市下水道事業審議会
会長 林田 昌吾

健全で効率的な下水道事業の運営について（答申）

令和 2 年 8 月 2 6 日付、新下水第 9 4 号で諮問のあったこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

新見市の下水道事業は、市民が快適で衛生的な生活を営む上で、欠くことのできないライフラインであり、生活環境の改善と海や河川といった公共用水域の水質保全の役割を担っている。

今後の下水道事業を取り巻く状況は、下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少に伴う下水道使用料の減収が避けられない見込みであり、更なる経営改革を推進する必要がある。

本来、地方公営企業である下水道事業は、下水道使用料による独立採算が求められており、汚水に係る維持管理費及び資本費は下水道使用料で賄う必要がある。

更に、下水道は道路や公園等の不特定多数の市民が利用できる施設とは異なり、受益者が特定される施設であり市民負担の適正化を図る観点から、下水道使用料として負担することが適当であると考えられる。

このため、下水道使用料のあり方について今後どうあるべきか、検討を進める中で市民の経済的負担に配慮した見直しを行うべきだという、値上げに対し慎重な意見もあったが、適正な経費負担の原則、負担公平の原則の観点から、関係資料により慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申する。

ただし、改定時期については、新型コロナウイルス感染症などによる経済への影響など、様々な社会情勢を十分考慮し、慎重に検討されたい。

記

1 安定した汚水処理

将来にわたり安定した汚水処理を行うには、健全で効率的な運営と安定した経営基盤の強化が重要である。

また、下水道は市民生活に欠くことの出来ない重要なライフラインであり、未曾有の災害にも強い下水道施設を構築されたい。

2 使用料対象経費

使用料対象経費は、汚水に係る維持管理費及び資本費の全額を対象とすべきであるが、新見市は山間部に位置し起伏が多い地形のため、浄化センターやマンホールポンプなどの設備が多くなる傾向にあり、事業規模に対し割高な設備投資を行っている。

このため、全額を使用料対象にすることは使用者の急激な負担増となるため、維持管理費のみを対象にすることを基本とする。

3 使用料算定方法の改定

使用料算定方法の改定は、算定方法が明快で公平性が確保でき、使用者の手続きが簡素化できる公共下水道区域の従量制に統一することを基本とする。

4 使用料改定率

使用料の改定率は、令和3年度から令和12年度までの維持管理費に充当する使用料の不足分を補うため、20%の引き上げを基本とする。

5 使用料体系の改定

使用料体系の改定は、基本使用料と従量使用料の改定割合の異なる5パターンで審議した。

少量使用者などにも配慮し、負担の公平性の観点からバランス良く使用料の徴収が可能な現行の下水道使用料の基本使用料、従量使用料を20%引き上げる使用料改定を基本とする。

6 使用料改定の方法について

使用料改定の方法は、3パターンで審議した。

令和4年度に公共下水道区域の従量制に統一し、併せて使用料改定を行うことを基本とする（別表1参照）。

7 付帯意見

(1) 下水道使用料の次回見直し

下水道使用料の見直しは、将来の財政シミュレーションによると使用料収入は人口減少に比例し減収しているため、常に検証を行ったうえで令和10年度を目安に使用料の見直しを検討事項とされたい。

(2) 経営改革

汚水処理人口の減少が見込まれる中、将来にわたり安定した汚水処理を行うためには、新見市の下水道事業の規模にあった施設更新を計画的に実施していくことが必要であり、公営企業として可能な限り事業の効率化や経費削減により、少しでも下水道使用料の値上げを抑制し、市民が納得できるよう努力されたい。

また、施設更新などに伴う国庫補助金の採択基準や一般会計からの繰出基準の緩和などの財政支援が得られるよう国や関係機関などに要望されたい。

(3) 市民への周知など

下水道事業の現状や下水道使用料改定の必要性について、市民への理解が得られるよう、広報誌、ホームページ、新聞・テレビなどのマスコミ、総代会などを利用し積極的な広報活動を実施されたい。